

飯塚市スポーツ施設予約システムの運用及び利用に関する要綱(平成25年飯塚市告示第118号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市スポーツ施設予約システムの運用及び利用に関する要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 予約システムとは、体育施設(飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号))に規定する体育施設、飯塚市都市公園体育施設条例(平成18年飯塚市条例第197号))に規定する公園体育施設及び<u>飯塚市総合体育館条例(令和4年飯塚市条例第11号))に規定する総合体育館</u>をいう。以下同じ。)の利用予約等を、インターネットを利用して行うことのできるシステムをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 予約システムとは、体育施設(飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号))に規定する体育施設及び飯塚市都市公園体育施設条例(平成18年飯塚市条例第197号))に規定する公園体育施設をいう。以下同じ。)の利用予約等を、インターネットを利用して行うことのできるシステムをいう。</p>
<p>(登録等)</p> <p>第4条 予約システムを利用しようとする<u>個人又は団体</u>は、あらかじめ予約システムの利用登録を行わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用登録の申請は、<u>個人にあつては個人登録申請を、団体にあつては団体登録申請を、予約システムにより行うものとする</u>。登録内容を変更する場合も同様とする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により<u>申請された内容</u>について適当と認めるときは、予約システムの<u>個人利用者及び利用団体</u>として登録し、利用者IDを付与する。</p> <p>4 利用登録は、登録しようとする年度の前年度の<u>1月</u>から申請で</p>	<p>(登録等)</p> <p>第4条 <u>予約システムは、体育施設を利用する団体のみ利用できるものとし、予約システムを利用しようとする団体</u>は、あらかじめ予約システムの利用<u>団体登録</u>を行わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用<u>団体登録</u>の申請は、<u>飯塚市スポーツ施設予約システム利用団体登録申請書(以下「申請書」という。)</u>を、<u>利用窓口に直接提出することにより行うものとする</u>。登録内容を変更する場合も同様とする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により<u>提出された申請書の内容</u>について適当と認めるときは、予約システムの利用団体として登録し、利用者IDを付与する。</p> <p>4 利用<u>団体登録</u>は、登録しようとする年度の前年度の<u>2月</u>から申</p>

きるものとする。この場合において、IDの付与は前年度の2月からとする。

(有効期間)

第5条 前条第3項の規定により登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)の有効期間(以下「有効期間」という。)は、利用者IDの付与を受けた日から当該登録年の翌年の2月16日までとする。

(登録の更新)

第6条 利用登録者が、有効期間の満了後に引き続き利用登録をしようとする場合は、次年度の申請を予約システムで行うことにより、利用登録の更新を行うことができる。

(利用予約の方法)

第7条 利用登録者は、インターネットに接続できるパソコン、携帯電話等から利用者ID及びパスワードを入力することにより、予約システムを利用し、対象施設の利用予約等を行うものとする。

2 (略)

(利用申請)

第8条 利用登録者は、予約システムにより利用予約を行った場合は、利用しようとする対象施設の受付期間内に、当該利用予約

請できるものとする。

(有効期間)

第5条 利用団体登録の有効期間(以下「有効期間」という。)は、利用者IDの付与を受けた日から当該登録年度の末日までとする。

(登録の更新)

第6条 現に利用団体登録を行っている団体(以下「登録団体」という。)が、有効期間の満了後に引き続き利用団体登録をしようとする場合は、次年度の申請書を提出することにより、利用団体登録の更新を行うことができる。

(利用予約の方法)

第7条 登録団体は、インターネットに接続できるパソコン、携帯電話等から利用者ID及びパスワードを入力することにより、予約システムを利用し、対象施設の利用予約等を行うものとする。

2 (略)

(利用申請)

第8条 登録団体は、予約システムにより利用予約を行った場合は、利用しようとする対象施設の受付期間内に、当該利用予約

について、飯塚市体育施設条例施行規則(平成25年飯塚市規則第14号)第2条第1項、飯塚市都市公園体育施設条例施行規則(平成26年飯塚市規則第21号)第2条及び飯塚市総合体育館条例施行規則(令和5年飯塚市規則第42号)第2条第1項の規定による利用の申請を行わなければならない。

(禁止行為)

第9条 利用登録者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人又は団体が複数の利用登録を行うこと。
- (2) (略)
- (3) 他利用登録者の利用者IDにより予約システムの利用を行うこと。
- (4)・(5) (略)

(登録の取消し)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者の登録を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)

(利用者ID又はパスワード忘失時の取扱い)

第11条 市長は、利用登録者より利用者ID又はパスワードの忘失に関する問い合わせがあった場合は、原則として、第4条第3項の規定により登録した電話番号又はメールアドレスを通して回答を行うものとする。ただし、利用登録者が、それ以外の回答

について、飯塚市体育施設条例施行規則(平成25年飯塚市規則第14号)第2条第1項の規定による利用の申請を行わなければならない。

(禁止行為)

第9条 登録団体は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 複数の利用団体登録を行うこと。
- (2) (略)
- (3) 他団体の利用者IDにより予約システムの利用を行うこと。
- (4)・(5) (略)

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)

(利用者ID又はパスワード忘失時の取扱い)

第11条 市長は、登録団体より利用者ID又はパスワードの忘失に関する問い合わせがあった場合は、原則として、当該登録団体の提出した申請書に記載されている電話番号又はメールアドレスを通して回答を行うものとする。ただし、登録団体が、それ

の方法を希望する場合は、当該利用登録者(利用登録者が団体にあつては、責任者又は担当者)が、運転免許証その他官公署の発行した書類等を提示し、本人であることが確認できた場合に限
り、回答を行うことができる。

(免責)

第12条 市長は、予約システム利用の際に、利用登録者のパソコン等の不具合が原因で生じた利用者の損害について責を負わない。

以外の回答の方法を希望する場合は、登録団体の責任者又は担当者が、運転免許証その他官公署の発行した書類等を提示し、本人であることが確認できた場合
に限り、回答を行うことができる。

(免責)

第12条 市長は、予約システム利用の際に、登録団体のパソコン等の不具合が原因で生じた利用者の損害について責を負わない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月26日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- この告示による改正後の飯塚市スポーツ施設予約システムの運用及び利用に関する要綱の規定は、令和8年6月1日以後の体育施設の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、前項に規定する令和8年6月1日前の利用に係るものの利用団体登録の有効期間は令和8年5月31日までとする。